

社会福祉法人ほたか会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ほたか会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、報酬を支給し費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

区 分	費用弁償額
理事会及び評議員会への出席	5,000円

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、この規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1 役員等の報酬

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	日 額 50,000円
理 事	日 額 10,000円
監 事	日 額 30,000円
評 議 員	日 額 10,000円